

令和5年（ソラ）第101号

（基本事件 広島地方裁判所三次支部令和4年(フ)第14号）

決 定

広島県庄原市三日市町309

抗告人（基本事件原告） 高野邦夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

相手方（基本事件被告） 国

同 代表者 法務大臣 斎藤 健

同 指定代理人 青山 耕治

同 中嶋 昌浩

同 荒谷 謙

同 南 和之

同 吉賀 あゆみ

同 山下 峻

主 文

1 本件抗告を却下する。

2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

1 抗告人は、基本事件において、抗告人の文書提出命令申立てについてなされた却下決定（以下「本件決定」という。）を不服として、本件即時抗告をした。

2 一件記録によれば、本件決定は証拠調べの必要性がないことを理由とするものであること、本件即時抗告は令和5年3月22日になされたが、同月20日に基本事件は弁論終結とされたことが認められる。

証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、証拠調べの必要性があることを理由として独立に不服の申立てを



することはできない（最高裁平成11年許第20号同12年3月10日第一小法廷決定・民集54巻3号1073頁参照）。また、文書提出命令の申立てを却下する決定に対し口頭弁論終結後にされた即時抗告は不適法である（最高裁平成13年許第2号同年4月26日第一小法廷決定・集民202号229頁参照）。

したがって、本件即時抗告は不適法なものであって、その不備を補正することができないものと認められる。

3 よって、民事訴訟法331条、287条1項により本件抗告を却下することとし、主文のとおり決定する。

令和5年3月27日

広島地方裁判所三次支部

裁判官 加 藤



これは謄本である。

前同日同序

裁判所書記官 岩岡秀憲

